

機密性1 完全性2 可用性2

法務省民二第536号  
令和4年4月14日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて（依命通知）  
標記については、本日付け法務省民二第535号民事局長通達が発出された  
ところですが、同通達に係る取扱いの詳細について、別添のとおり「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）  
を定めましたので、指針を踏まえて、各局の不動産の表示に関する登記の事務  
取扱要領等における筆界確認情報の取扱いを整理し、適正かつ効率的な事務処理  
を行うよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本件については、日本土地家屋調査士会連合会から各土地家屋調査士  
会に対しても周知される予定ですので、申し添えます。